警備業法第５１条の規定による医師の指定

平成２９年１０月１７日

宮城県公安委員会告示第１４４号

警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第５１条の規定により、次のとおり医師を指定した。

１　指定した医師

医師の氏名	病院の名称	病院の所在地
小高　　晃	松田会エバーグリーン病院	仙台市泉区実沢字立田屋敷１７番地の１
金　　　仁	東北会病院	仙台市青葉区柏木１丁目８番７号
原田　伸彦	国見台病院	仙台市青葉区国見１丁目１５番２２号

２　指定年月日

平成２９年１０月１７日

３　平成２０年宮城県公安委員会告示第５１号の廃止

平成２０年宮城県公安委員会告示第５１号（警備業法第５１条の規定による医師の指定）は、廃止する。